

受刑者移送に関する条約の主な内容に関する告知書

1 受刑者として本国等に移送される前提としての条約の適用の可能性

日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約（以下この様式において単に「条約」といいます。）は、その本国以外で拘禁刑を言い渡された者をその本国等に移送してそこで刑に服する機会を与えることにより、そのような受刑者の社会復帰を促進すること等を目的として、一定の条件の下に締約国間で受刑者を移送することを可能にしているものです。あなたが条約に基づいて条約の他の締約国に移送されるためには、条約のいずれかの締約国が、あなたの国籍国であるか、又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしている必要があります。

2 条約についての質問

この書面は、条約の内容について網羅的に記述されているものではありません。

あなたが、条約の全体を知りたいのであれば、あなたが収容されている刑事施設に申し出てください。その場合には、条約の正文の写しを閲覧することができます。また、あなたの国籍国が条約の締約国であるかどうか、又は条約のいずれかの締約国があなたを条約の適用上自国の国民とみなしているかどうかを知りたいのであれば、あなたが収容されている刑事施設に申し出てください。その場合には、締約国及び同国の国民の定義の一覧（英文）を閲覧することができます。

もし、あなたが、条約に基づいて移送される可能性について更なる情報を必要とするのであれば、あなたの国籍国又はあなたを条約の適用上自国の国民とみなしている国の領事官に対して、面会又は通信により、その情報の要請を行うことができます。